

大成教禊大教院長井上祐鐵の生涯

—岸本昌熾『井上祐鐵先生傳』・『井上祐鐵先生年譜稿』の翻刻と紹介—

荻原 稔

はじめに

天保期の江戸近郊で神道的な民衆教化活動を行った武蔵国足立郡梅田村（現在の足立区梅田）の神明宮神主井上正鐵（一七九〇～一八四九）は、寺社奉行による取締を受けて、三宅島へ遠島に処せられた。しかし、その後継者たちは、度重なる取締をかくぐつて、明治に至るまで活動を継続し、明治五年（一八七二）には教部省により「吐菩加美講」として布教を公認され、やがて「大成教禊教」及び「禊教」として教派神道の一部となっていた。

今回紹介する岸本昌熾著『井上祐鐵先生傳』、『井上祐鐵先生年譜稿』は、井上正鐵の弟である高橋熊蔵（井手立志）の子であって、実父の死により、正鐵の養子となった井上

祐鐵（一八二六～一九〇〇）の伝記資料である。この人は、養父が取締を受けた後には、生活難のなかで各地を放浪し、明治五年の吐菩加美講の公認後になって梅田村に戻った。そして、養父井上正鐵の遺骨の三宅島からの帰還と養母安西男也の最期を看取った後には、教祖の血縁として大成教禊教の統合の中心的役割を期待された。『井上正鐵眞傳記』の著者とされ、直門筆頭の野澤鐵教（一八一四～一八七五）の指導を受けて、教化活動にも従事した。今日では、『井上正鐵眞傳記』の著者であることと足立区梅田の遍照院境内に墓所があること以外には、ほとんどわからなくなっていたが、近年になって、岸本昌熾の遺族である岸本昌良氏（日本大学講師）から、筆者が本書はじめ岸本家所蔵の稿本の研究を委嘱されたことにより、このたび紹介するに至っ

たものである。²⁾

『井上祐鐵先生傳』・『井上祐鐵先生年譜稿』と著者岸本昌熾

『井上祐鐵先生傳』及び『井上祐鐵先生年譜稿』は、岸本昌熾の著になる自筆本である。岸本昌熾は、嘉永三年（一八五〇）に、譜代大名の西尾家（江戸後期には遠江横須賀藩主）の藩士であった岸本家の姻戚の本橋家に生まれて、慶応二年（一八六六）に、岸本家の養子になった。明治十三年（一八八〇）に警視庁等外二等出仕となり、千住警察署にて署員巡查一般に漢学を教授している。その後、明治十九年に宮内省臨時編纂所臨時雇となったが、二十一年には能水商會を設立し、学問と実業を両立させたものと思われる。二十三年から二十六年までは大蔵省総務局監察課雇を務め、明治四十二年（一九〇九）に六十歳で没した。³⁾おそらく、千住警察署勤務時代に、当時梅田村で布教にあたった井上祐鐵に入門したのではないかと思われる。また、祐鐵が指導を受けていた野澤鐵教を「先師」としてその経歴を伝記にまとめているが、梅辻規清を教祖とする「神習教二葉教會」も組織しており、井上正鐵と梅辻規清の両方の教化活動に関わった痕跡がある。⁴⁾

『井上祐鐵先生傳』は、明治二十九年（一八九六）三月に

書き上げられた。縦二七・五cm、横一八・五cmで、表紙含め十五丁の縦本であり、片面八行に浄書された本であって書入れ等はない。『井上祐鐵先生年譜稿』は、筆者による校正が繰り返し加えられているが、明治二十九年の項目まで書き起こされているところから、『井上祐鐵先生傳』の執筆に先立って、年譜の編集を進めたものと思われる。縦二四・五cm、横一六・五cmで、表紙含め十六丁の縦本であり、片面に概ね八行で書かれている。筆者自身の筆による付箋や数回の校正が施されており、本稿は最終校正に基づいて翻刻した。これらの内容については、本人からの聞き書きと思われる事項など、初期の井上正鐵門中と井上家の状況がわかるが、『井上祐鐵先生傳』が概略的であるのに対して、『井上祐鐵先生年譜稿』では関係者の名前なども明記されていて詳細である。

両書と関連資料をふまえた井上祐鐵の生涯

井上祐鐵の生涯は、大きく五つ時期に分けられる。

① 実父母と生活した幼年期（文政九年から十三年の五年間）

② 養父母と生活した少年期（文政十三年から天保十四年の十四年間）

③ 江戸で転住した青・壮年期（天保十四年から慶応四

年までの二十四年間)

(四) 常陸に住んだ壮年期(慶応四年から明治五年までの五年間)

(五) 梅田村に住んだ老年期(明治五年から三十三年までの二十八年間)

では、これらの時期について、その概略と史料等によるコメントをしておこう。

① 実父母と生活した幼年期 井上祐鐵は、父井出立志と母サトの子として、文政九年(一八二六)十一月二十八日に、葛飾郡砂村亀高村(現在の江東区東陽町)で生まれた。そこは祖父にあたる安藤眞鐵が隠居していた地である。父の高橋熊蔵・井出立志(一七九三～一八三〇)は、正鐵の三歳下の弟であり、文化四年(一八〇七)十月に叔母の家である高橋家の養子となったが、文化十年(一八一三)五月には「身持不相改」として、祖母(義士之内木村岡右衛門女)の願いにより久離義絶とされている。おそらく、高橋家と離縁後に、母の実家である井出家の養子となったのである。久離義絶を正式に許されたのは文政十年(一八二七)七月に眞鐵が死去した時だったから、祐鐵(立太)が生まれた頃には、眞鐵が井出立志一家を自分の隠居所に内々に住まわっていたようである。その後、父の井出立志が文政十三年(一八三〇)正月に三十八歳で死去する際に、

兄である正鐵に遺児を託すように遺言したという⁽⁵⁾。母サトの出自や生没年は不明である。

② 養父母と生活した少年期 文政十三年・天保元年(一八三〇)に、井上正鐵の養子となって江戸などで生活を共にするようになったが、養父の正鐵が取締を避けて遁走した時には、放置されて生活に困窮したこともあったらしい。天保三年(一八三二)十一月には、信濃国佐久郡追分驛(現在の現在の軽井沢町)に転居し、六年(一八三四)三月には、江戸に帰って日本橋檜物町に住んだ。その後、お玉が池に移ったが、九年(一八三八)三月には、野澤鐵教の指導により祓修行を行じている。翌十年(一八三九)五月には、正鐵は家族を置いたまま越後に逃げたので、六月には日本橋榎町眼科医馬島瑞伯の童僕となったという。この馬島氏は正鐵からの書簡の宛名に出てくる「馬島方庵⁽⁶⁾」と関係があると思われる、門中による生活支援が行われていたようだ。そして、十二月に一旦帰った正鐵とともに越後國刈羽郡高尾村(現在の柏崎市)に移った。この辺の事項は、正鐵の伝記にはない詳細な経過が伺える。そして、ひと冬を過ごした一家は天保十一年三月に江戸に戻って難波町門人三浦政吉の家に寄寓した後、四月には教化活動を本格的に開始した足立郡梅田村(現在の足立区)の神明社に住んだのであった。

③ 江戸で転住した青・壮年期 養父の正鐵は二度に

わたる取締の末に、天保十四年（一八四三）二月に遠島を命ぜられて、五月には三宅島に出立したのだが、祐鐵はその間の三月に結婚した。やがて子供もできたが、生活は安定することなく、旗本興津家や村越家に寄寓し、さらに弘化三年に足立家の養子となったことを正鐵に咎められたものの離縁もできず、嘉永二年（一八四九）に正鐵死去の報に接して精神に異常をきたして、座敷牢に一年余り入れられた末に離縁した。その後の嘉永四年（一八五一）からの十年間は本郷に住んで手工業を行って一家を支えたが、その間に二度にわたって養母の安西男也が取締の危機に遭い、付き添って上州門中の洪澤家や高橋家に逃難した。文久年間には、浜町で役人の下役となったり、小川町で商業に従事したりしたのちに、旗本の萩原氏に寄寓した。

④ 常陸に住んだ壮年期 慶応四年（一八六八）五月には、萩原氏の所領である常陸国新治郡蓮沼村（現在のつくば市）に移住し、名主の広瀬太兵衛の下で神事と農業を営んで、五年間ほど暮らした。なお、明治初期に編纂された『旧高田領取調帳』では領主は萩原氏ではなく堀氏となっているが、詳細は未詳である。

⑤ 梅田村に住んだ老年期 明治五年（一八七二）十一月、養母安西男也の病報に接して、常陸から梅田村に帰り、

留守を預かっていた井上善弥（越後国刈羽郡高尾村の村田喜三郎の弟）と交代したが、善弥は十一年四月に没し、その年の十月十八日には養母男也も没した。明治五年（一八七二）八月には「吐善加美講」として布教の公認を得ていたが、八年（一八七五）十二月廿五日に教導職試験となって布教に従事するようになり、十七年八月の教導職官制廃止後は大成教に所属して、二十七年五月には権大教正まで昇進した。また、二十二年五月に梅田村に置かれた禊教総本院が二十五年三月に禊大教院と改称され、二十八年二月には、井上祐鐵が大成教禊大教院長となっている。だが、東宮千別を中心とする大成教禊教との関係は必ずしも円滑であったわけでもなく、十一年（一八七八）に、正鐵の改葬の計画が開始されると三宅島まで渡って遺骨の帰還を果たしたが、遺族としては梅田村への改葬を主張して谷中墓地への墓地建設には反対したために、反感を買ったという。⁸

天保十四年三月に十八歳で結婚したノブとの間に二男二女があり、長女スズと次女マンは嫁いだが、長男道之助は行方知れずとなり、嗣子となった二男鐵男も二十五年八月に没した。明治十三年に五十五歳で後妻のヤホと結婚し、明治三十三年（一九〇〇）一月九日に七十五歳で没した。

まとめ

今回翻刻することができた資料は、基本的には本人のからの聞き取りによるものと思われるが、取締や干渉に敏感に対応して活動を進めていた実態が、家族の立場から明らかになかったし、困難な生活も門中のネットワークによって辛うじて支えられていたことがわかる。さらに、明治になって布教公認を受けてから、教派神道の体制が確立していく時期において、井上祐鐵は大成教禊教の統合を象徴する役割を期待されながらも、そうした統合のモニュメントである谷中奥津城の建設には反対していたという複雑な事情も存在していたこともわかった。ここでは、江戸時代後期に発生した民衆教化の活動が、社会や制度の変化に対応していく一つの事例を、「教祖」の遺族とされた井上祐鐵という人物の生涯を通じてみていくことができるであろう。

註

(1) 井上祐鐵著『井上正鐵眞傳記』は、明治十年に刊行されたが、井上祐鐵著・鈴木真年校正『校正井上正鐵眞傳記』が明治十二年に刊行され、井上祐鐵著・鈴木真年校正・東宮鐵麻呂増補『校正増補井上正鐵眞傳記』が明治二十一年に刊行されている。原著者名と書名を引き継がれているが、かなり内容は変更されていた。

(2) 本書のほかには、すでに、『明治聖徳記念学会紀要』復刊五三号(平成二十八年)で翻刻した「先師野澤鐵教先生眞傳記」や、萩原稔『梅辻規清伝記資料』(平成五年)

で翻刻した「教祖梅辻規清大人實記稿本」(東北大学所蔵本)の原本であると推定される「賀茂規清大人略伝」(三十六丁)などがある。

(3) 岸本昌良著「岸本誠吉の生涯―岸本家の歴史を探る―」(平成七年)による。

(4) 岸本家には、『名簿 二葉教会』という記録も残されている。この二葉教会は神習教に所属し、梅辻規清の著書『生魂神供次第記』(明治十六年)を刊行している。

(5) 萩原稔「禊教祖井上正鐵の出自について」(『神道及び神道史』四四号、昭和六十一年)。

所載の資料三「鳥山家系」には「為高橋源五右衛門養子、依放佚流浪人、文政十三年正月廿二日、於越後荒井在広嶋村死、法名釈教証、葬同処広建寺」とある。

(6) 『井上正鐵翁遺訓集』卷之二「兩乞」。

(7) 麻生正一「増補井上正鐵翁在鳥記」(明治二十三年)所載の「大成教禊教各教会位置及職員数」一覧表には、「大成教禊教総本院」の項目に「権少教正井上祐鐵」とあり、最上位の職位なので、おそらく「総本院長」だったのではないかと思われるが、今回の資料には言及されていない。森正康「禊教教団史における一つの画期―井上正鐵の遺骨改葬をめぐる―」(『常民文化』六号、昭和五十八年)において、遺族と門中各教会の齟齬が指摘されているが、井上家の当主となった井上祐鐵の見解がはっきりとした。

(8) (東京都立青峰学園市民講師)

【資料】

凡例

底本は、岸本昌熾自筆本である。

底本の丁数は、「(何丁オ・ウ)で表した。オは表頁、ウは裏頁を表す。

本文は、原本の自筆校正に従った。

崩し字は、正字体にしたが、通用の字体と同じものはそのまま用いた。カタカナ・ひらがなは、そのまま用い、変体仮名はひらがなとした。

割注は小さいポイントで記した。

明らかな誤字には、正しい用字を「」で補った。

句読点は、読解の便のため、萩原が付した。

『井上祐鐵先生傳』(明治二十九年)

岸本昌熾著

井上祐鐵先生傳

井上祐鐵先生傳

井上祐鐵先生傳

井上祐鐵先生傳

井上祐鐵先生傳

井上祐鐵先生傳

井上祐鐵先生傳

井上祐鐵先生傳

井上祐鐵先生傳

「(表紙)

「(扉)

れば、先生克く一身を以て祖先の名教を維持し、後世子弟の龜鑑と為りしは即ち、孝子ハ善く父の志を継ぎ、善く父の事を述る者なりと謂ハざるべけんや。

先生、姓は井上、名は祐鐵、小字は立太郎と云ふ。江戸の人に於て秋元藩士なり。父は教祖井上正鐵(一丁ウ)大人の舍弟高橋熊藏と云ひ、母はサトと云ふ。文政元年(九年)の誤り―引用者)丙戌十一月廿八日、下總國葛飾郡砂村字亀高村に於て生る。五歳にして父に別る。當時父は越後國頸城郡新井驛に住し、醫を以て業と為す。終りに臨て遺言して曰く、予れ死せば、一子立太郎は江戸に在る兄井上東圓に托して養はしむべし。言畢て逝く。享年三十八歳。時に文政十三年正月二十三日の事なりき。教祖其遺言あるを(二丁オ)以て直ちに招て養子と為す。是より先生神田岩井町教祖の家に歸し、井上を以て姓と為し、養父母の手に生育す。教祖屢々居住を移轉せらる、毎に、先生未だ嘗て之に従はざるはあらず。或は信州追分驛に移り、或は越後羽野坪野村に轉ず。危急の際には遺されて孤獨の思を為されしこともあり。或時教祖法の為め幕府の嫌疑を蒙りて捕部の探偵に會ふ。門中に探偵吏を勤むる(二丁ウ)者あり。窃に之を教祖に告知すれば教祖輒ち去る。其疾きこと脱兎の如し。焉ぞ一家を率ひるの邊まあらんや。時に先生尚幼にして為す所を知らず。止を得ずして人の童僕と為りて口を糊す。既にして教祖隙を窺ひ微行して帰り来り、一家を纏めて其地に移せり。先生由て始めて其苦を免かる。時に十四歳なり。是れ教祖が初度の法難に遭遇せられ、將に神田お玉ヶ池の宅を弃て、(三丁オ)北越地方に遁逃せられし時なり。教祖の先生を教育せらる、や、輾轉輻輳の際にも必懈らず、恒に自ら教諭し或は之を人に托す。先生習字を青雲堂某及山田太一等に學び、又文學を野呂北海に就て修す。教義は教祖曾て先生を従

ひ鳴子村に抵り、高弟野澤鐵教をして齋主たらしめ、自ら後見して修行を為さしめたり。武藝は齋藤彌九郎の門に入りて擊劍を修す。又同藩士鱈澤岡右衛門(三丁ウ)門に就て槍術を練る。教祖の法難に遭遇して其處分を受けらるゝや、先生の立志何如を配慮せられて一書を與へ、其決答を促さる。先生之に對ふるに、臣としては君に事へて身命を惜まざるの語を以てせしかば、教祖其返答を得て大いに安心せられ、歌一首を與へらる。其歌に曰く、た、ひとつ忘れ給ふな君の恩君と諸美とはかはらざりけりと。是の時に當て遺族及門人等も亦、各(四丁オ)各其處分を受ける者あり。又は前後纔に法網を遁かる、者あり。或は都下に潜伏し、或は遠近に隱遁す。父母を措き、妻子を遺し、其慘状見るに堪へざる者あり。即ち高弟野澤鐵教外數人は上國に遁れ、杉山秀山は越後に隱る。其他失踪する者亦多し。時に先生は幸に鱈の口を免ると雖、幕府の探偵嚴にして亦家に在る能はず。故に先つ身を旗下奥津左京に寄す。既にして幕人五味吉五郎(即ち)(四丁ウ)野澤家(五丁オ)の女を娶りて妻と爲す。(後ち二男二女を擧ぐ、二女は他に嫁し、長男道之助は早く家を出て、二男鐵男は早世す)年ありて奥津家を去り、門人某の家に寓す。意合はずして亦此を出つ。是より後には浮浪の身と爲り、飄蓬依る所なく、其の意志も亦定らず、或は人に使はれ、或は自活す。時に勧誘する者あり。一藩士某の守護養子と爲る。教祖配所に在て此事を聞き大いに怒り、(五丁オ)書を門人安西一方に與へて教諭せしむ。曰く、予れ聞く、立太郎他家に入て其養子と爲ると、彼は吾が舍弟の子にして古一方(真鐵大人なり)の血統を引く者なれば、汝能教誡を加へ信心厚き者と爲すことに盡力して、以て彼を引立つることそ是れ古一方への報恩なり。若し其の心なくば、汝は一方なる名號を継きたる其の詮なかるべし。安西一方之を視て大いに驚き、且畏怖す。直

ちに先生を忠告(五丁ウ)す。先生亦驚き忽ち過を改む。然れども別に道義の破り難き者ありて、直ちに去ること能はず。且養家の容易に之を許さるゝことを知れば、惟り思を焦すのみなり。逡巡の間、教祖帰天す。先生其報に接して大に驚き、且嘆して曰く、大人既に還らざるの人と爲る。我に非ずして誰か井上家の後を繼ぐ者あらんや。奈何ぞ一日も猶豫すべけんや。乃ち離縁を養家に訴ふ。養家許さず。是に於(六丁オ)て、先生進退惟谷まる。乃ち奇計を廻らして、忽ち発狂人と爲り、室内牢に入れられ身を苦しめること茲に一年餘なり。而して後ち、始めて養家の放棄する所と爲り、終に離縁す。時に二十六歳なり。然れども一家の困窮すること甚しく、殆ど生計に方なし。故に町家に居住し、手工を以て一家を糊す。固より不馴の作業なれば一家を支へ難く、終に廢業して亦萍遊す。知己に或る旗下某(六丁ウ)なる者あり。知行を常陸國新治郡蓮沼村に有す。先生をして其里正某に倚らしむ。時に戊辰の戦乱なれば、斯く先生の爲に盡りしなり。先生乃ち一家を率ひて其地に抵る。里正一字を付して農事及神職の事を行はしむ。居ること五年間なり。明治五年十一月、養母の病報に接す。急に郷里梅田村に還り、薬餌に待る。是より先生自ら家事及び神明宮の祭事を司る。教祖の法難後は遺族(七丁オ)并門人等は、大抵外に在て、其郷里に寄る能はず。短きは數年間、長きは數十年間飄遍す。先生は其最長き者にして、其始め家を出しより還家まで三十一年間の久しきなり。教祖の轉居せらるゝや、其數四十餘回に及ぶ。先生未だ嘗て之に従はざるはあらず。而して教祖に別れて後ち、自ら居處を轉ずること勝て計ふべからず。古語に云く、墨突黔まず孔席暖かならず、古今道を守る者の(七丁ウ)苦艱亦思ふべし。法難の際、若し蹟て逮捕せらるれば死刑に逢はざるも、必入獄して苦楚を嘗むることを免かれ

ず。若し不幸に逢ひば三浦隼人の如く、牢中に斃れんのみ。此際誰か生死安危を計るべけむや。故に明治の昭代までは、皆之を戒め公然布教を為す者なし。法難後梅田社の跡は、大抵門人村田善彌、井上姓を名乗て其留守を預り、神事及び家事を擔任せり。今先生の還家する（八丁オ）に及て之を復したり。維新以来已に數年の星霜を経たれば、時勢は大に進み、國典兵制文學教育を首として凡百の制度萬般の法規に至る迄、皆其端を發せざるはなし。吾が神道も亦一の教道と為りて教部省之を統轄す。是に於て梅田社の教も亦興る。八年十二月、先生始めて教導職試補と為る。又諸門人信徒等相謀て將に教祖の墳墓を三宅島より内地に移さんとす。又是を遺族に（八丁ウ）謀る。先生曰く、之を梅田の舊地に移さば則可なり。然らずして若し他に移さんとならば決して許さず。約既に成り之に着手す。先生乃ち衆を勵まし、俱に渡島して其事に盡力す。還るに及て、衆中或は前約に背く者あり。先生聽かず。為めに其惡む所と為りたりと云ふ。谷中墓地分骨の事は是れなり。時に十一年五月なり。十月十八日に至り、失恃の姿に罹り、哀毀禮を盡せり。母氏の病褥に在（九丁オ）るや、先生寢食を忘れて藥餌に侍ること七年の間、猶ほ一日の如し。後ち亦死を祭ること生に事ふるが如くす。實に孝行至らざる所なし。見る者感服せりとなり。大に村内の人望を得、十五年の夏、悪疫大に流行する時、先生特に虎列刺病豫防衛生委員に撰任せられて大に其事に盡力す。是より後は先生心を教導に用ひられ、内に在ては修行を起し盛んに衆庶を導き、外に出ては人の（九丁ウ）教場を助く。終に信徒數百名の多きを有したり。齡已に耳順、而して身健と雖亦自由ならざる所あり。遂に教場を閉ちて全く隱遁の姿と為り、夫婦俱に唯教義を守り餘年を送るのみ。而して、門中各院の教業は日に熾に月に進み、歳々開行人人奨勵し、實に他を壓

倒せんとする勢ひなり。或は擴張説を張て先生を起さんと計る者あり。或は身分の昇進を推挙して、本教の牛耳を把らし（十丁オ）めんと試みる者あり。先生之を辞せども許さず。止を得ずして起つ。遂に権大教正に昇り、次て大教院々長と為る。先生已に老すと雖、元氣毫も衰へず。曾て第六教院に於て、教祖の事蹟を顯揚せんが為め、其教義及び事蹟を編纂して、以て長くも

天皇陛下の聖覽に奉供するに當て、編者等梅田に派して、其事實を先生に質問す。先生其記憶す（十丁ウ）る所を以て談話せら、こと、二十餘回なり。晩きは往々夜に入るとも、一回も欲ず。一日病あり。訪者躊躇せしが、先生起て曰く、予れ今日病の為に臥せり。然れども靈神の事に就ては予れ決して懈たらざと、病を力めて談話をせらる、こと平常の如し。又同院に於て教祖の実傳記を作りて刊行せしことあり。先生之を聞て曰く、教祖の事蹟搜索は尚ほ盡さざる所あり、其由緒最北越（十一丁オ）地方に多し。予行て实地を探らん。乃ち編者一名を従ひて、雪中旅行を為し、數旬間徒行して其事を盡す。時に六十九歳なりき。矍鑠と謂ふべし。方今本教の形勢は益々熾にして其勢將に原野を焼く火の如し。又先生の光榮は將に東天に昇る日の如くなり。是れ諸門中の人々堅く道を信すると、先生の長く遺教を守らるゝとの致す所乎。是に於て、誌さざるを得ず。明治二十九年三月申（十二丁ウ）旬、岸本昌熾謹て識す。（十二丁オ）

『井上祐鐵先生年譜稿』（明治二十九年）

井上祐鐵先生年譜草稿

井上祐鐵先生年譜

岸本昌熾撰

先生、名は祐鐵、姓は井上氏、幼名は立太郎、秋元藩士に

て江戸の人なり。父は教祖井上正鐵大人の實弟井手立志と云ひ、母はサトと云ふ。先生を下總國葛飾郡砂村字亀高村に生む。先生、後ち井上家の養子と為る。故に姓を井上と云ふなり。

文政九年 丙戌 十一月二十八日 先生生る。〔(二)丁オ〕

十年 丁亥 先生二歳、大久保に在り。

是年父母に従て南豊島郡大久保村松平伯耆守の邸内に轉ず。

十一年 戊子 先生三歳、越後國に在り。

是年父母に従て越後國頸城郡新井驛に轉ず。當時、父は醫を以て業と為す。

文政十三年 庚寅 先生五歳、

是年正月二十二日、父の喪に逢ふ。父の病に罹り暫らく病

藤に在るや、終りに臨て遺言して曰く、予れ死せば一子〔(一)丁ウ〕立太郎は江戸に在る兄井上東圓に遣はして養はしむべしと言畢りて歿す。享年三十八歳なり。教祖直ちに先生を引取て養子と為す。是より、先生神田岩井町教祖の家に抵り、井上姓を侵す。

天保二年 辛卯 先生六歳、江戸に在り。

三年 壬辰 先生七歳、信濃國に在り。

是年十一月、養父母に従て佐久郡追分驛に轉ず。當時養家は醫を以て業と為す。居ること四年間なり。

〔(二)丁オ〕

六年 乙未 先生十歳、江戸に在り。

是年三月、養父母に従て以て信州追分驛より江戸に還り、日本橋檜物町に住す。是の時より先生青雲堂某に習字を学ぶ。

八年 丁酉 先生十二歳、

是年四月十七日、養家神田本銀町にて火災に罹り、阿玉が池に轉ず。是頃、先生山田太一より習字を学ぶ。

九年 戊戌 先生十三歳

是年三月、先生教祖に従ひ鳴子村に抵り、野澤鐵教齋主と為り、教祖後見して道の修行を為す。

十年 己亥 先生十四歳、越後國に在り。

是年五月、教祖道の為め幕府の嫌疑を蒙り、一家を棄て神田阿玉が池より越後國に通る。先生乃ち一身を處するに道なく止を得ずして、六月二至り日本橋榎町眼科醫馬島瑞伯の童僕と為る。十二月に至り教祖微行して帰り来り、一家族を纏めて越後國刈羽郡高尾村字坪野に移す。

〔(三)丁オ〕

十一年 庚子 先生十五歳、梅田村に在り。

是年三月、教祖家族を率ひて越後國より江戸に還り、難波町門人三浦政吉の家に寓す。四月十五日、又武州南足立郡梅田村に轉ず。先生も亦之に従ふ。是頃、先生儒士野呂北海に就て文學を修む。

十四年 癸卯 先生十八歳

是年二月、教祖遠島の處分を受けられ内地を去るに臨て、先生の心底立志何如を配慮し給ひ、獄中より一書を先生に〔(三)丁ウ〕與へて其決答を促されたり。其往復書に曰く

其許、未た若年二付、心底を案じ候間、能々可被申聞候。云云

先生之に對て曰く

此度之御法難に御逢ひ御入牢中之御艱難御配慮多き御中、不肖之某を御案じ被成下恐入難有奉存候。依て謹て御受申上候。臣としては身命を惜まず君に仕へ奉り

候之外更に心底無御座候。云云
〔(四丁才) 教祖の返束に曰く

其許心底委細被申聞、我等に於ても安心致し候。

只一トツ忘れ給ふな君の恩

君と諾美とは替らざりけり

諸は男神にして伊弉諾の尊、美は女神にして伊弉冉の尊、諸再両神によくく仕へ給ふべし。

教祖の既に内地を去らる、や、梅田社は解散して、其遺族并門人各々其居處を異にす。獨留守居あるのみ。十一月に至り、先〔(四丁才) 生は先づ、牛込若宮町旗下奥津左京に寄寓す。是頃、先生文武の道を嗜み、擊劔を齊藤弥九郎の門に入て修む。また槍術を秋元藩士鱈澤岡右衛門に就て練る。是年三月に至り、幕人五味吉五郎 即ち野澤家なり 女ノブを娶りて妻と為す。後に二男二女を生む。長男を道之助と云ふ。長じて両親の意に背く所ありて家を出て、今其行く所を知らず。二男を鐵男と云ふ。家を継ぐ。早世す。長女をスゞと云ふ。小浪栄次郎の妻と為る。今下谷區南桶荷町に在る。次女をマンと云ふ。小澤喜之助の妻と為る。今埼玉縣浦和驛下町に在る。 〕 (五丁才)

弘化元年 甲辰 先生十九歳。下總國に在り。

九月に至り、奥津家を去りて、葛飾郡木下川村門人村越治郎兵衛の家に寄寓す。

幾程もなくして亦此を出つ。是より浮浪の身と為る。十月に至り、牛込築土町幕人御小納戸役雨宮雲九郎に仕ふ。居ること一年間餘なり。

三年 丙午 先生二十一歳。江戸に在り。

是年四月、雨宮家を出て、或人の勧誘に由り、芝白銀臺町

阿州藩士足立一平の守護養子と為る。時に教祖配〔(五丁才) 所に在りて、此事を聞召めされ、直に一書を安西一方に與へて教諭せしめらる。其の書に曰く、

一 立太郎事、養子に參り候のよし、貴様御尋能々御さとし御教へ可被成候。是は小子弟の子古一方 真鐵大人なり様の御血筋を引申候ものゆへ、御骨折信心つよきものに相成候様御引立可被成候。是は古一方様への御奉公にて御座候。其心なく候へば御名を継候かひ有まじ。

〔(六丁才)

又修行のことを野澤鐵教にも依頼し給ふ。

一 立太郎事、段々厚御世話の由忝存候。是も少子の忘れがために御座候間、何卒法を能々修行いたし候やう頼入候。

先生、兩人の忠告に預り、大に驚き忽ち過を改む。然れども亦道義の破り難き者あり。直ちに去る能はず。獨思を焦して躊躇す。

嘉永二年 己酉 先生二十三歳

〔(六丁才)

二月十八日、教祖三宅島に於て逝去す。先生其報に接し大に驚き、且歎じて曰く、大人既に還らざるの人と為る。則ち我に非ずして誰か井上家を継ぐ者あらんや。愈々切迫して急に離縁を養家に逼まる。養家許さず。因て忽ち発狂して、室内牢に入られて身を苦しむること一年間餘なり。而して後ち始めて養家の見棄る所と為り、終に離縁す。

四年 辛亥 先生二十六歳

是年九月、一家を本郷元町に構へ、手工を以て生計を營む。

〔(七丁才)

教祖曾て手細工の事を先生に諭されて曰く、

麥をつき、祓を唱へ難し、亦祓を唱へながらの手細工も出来ざるべし。祓を唱へながらの手細工ならば、祓は唱へ、法の用は勤め、其間に手細工ならばよろしかるべし。と。今、先生の手工を為すは盡し此教に従ふらんか。

七年 甲寅 先生二十九歳

是年十二月、養母男也氏は田舎の百姓老母に身を「七丁ウ」襲して、辻屋金五郎の手により、駿河臺大小路の邸に潜伏せられしが、捕部の探偵甚だ厳にして事急なれば、先生乃ち之を駕籠に乗せ、自ら護衛して、上州仁田郡平塚河岸の門人澁澤六左衛門の家に抵りて隠さしむ。其途中奪はれんとすること屢々なりしが、先生と轎夫の盡力に因て危難を免かれたりと云ふ。

九年 丙辰 先生三十一歳

是年四月、又養母男也氏大久保の長沼澤右衛門の「八丁オ」宅に於て捕部に見認められて甚だ危し。因て先生同伴して武州幡羅郡西野村門人高橋亀次郎方へ送りて隠さしむ。時に先生の盡力奮ならざりしと云ふ。

〔垂れ紙〕

文久元年 辛酉 先生三十六歳

是年十月、本郷元町の一家を閉ちて、濱町の火方見巡役佐野欽六郎に仕ふ。居ること二年間なり。

三年 癸亥 先生三十八歳

是年六月、佐野家を出て又小川町に居住して商業を営む。居ること三年間餘なり。時に知己の旗本萩原侍之進なる者あり。之に寄る数月間なり。

慶応四年 戊辰 先生四十二歳 常陸國に在り 「八丁ウ」

是年五月、萩原侍之進の周旋に由て一家を率ひ、其知行所

新治郡蓮沼村に抵り、里正廣瀬太兵衛に寄る。別宅して村内神職の事を扱ひ、旁ら農事を営む。居ること五年間なり。明治五年 壬申 先生四十七歳 梅田村に在り

是年十一月、養母男也刀自の病報に接す。急に一家を纏めて梅田村に還り、看護に待る。是より先き天保十四年の春先生家を出て外に在り、艱難辛苦すること、茲に三十一年間なり。教祖の法難に逢「九丁オ」ひ給ふや、遺族并門人の中、追放の處分を受けたれば、各々郷里に寄ること能はず。法も亦明治の昭代までは公布すること能はず。故に或は数年、或は十数年間浮浪して外に在る者あり。先生は其最長く外に在る者なり。其間、梅田社の跡は井上善弥、大抵其留守を預り、神事并家政を擔當せり。今先生の帰宅に及て之を返還す。是より後は、先生皆自ら司らる。

八年 乙亥 年先生五十歳

「九丁ウ」

是年十二月廿五日、教導職試補と為る。是より先生教導に心を用ひられ、修行を建て、信徒を取扱ひ、数年の後は終に數百名の多きに至りたり。

九年 丙子 年先生五十一歳

是年十二月一日、神道三部の所管に属し、神道興隆之実功を奏することに盡力すべき旨、三部長稲葉大教正より希望せらる。

十一年 戊寅 先生五十三歳

「十丁オ」

是年四月一日、門人井上善弥死す。先生其禮を盡し、後ち亦祭事に心を用ひらる。善弥は越後國刈羽郡高尾村字坪野村田喜三郎の弟にて、曾て教祖に隨身して、特に井上姓を賜はらる、者なり。

五月、諸門人信徒等相謀て、教祖の墳墓を三宅島より内地

に移さんと欲す。是を亦遺族に謀る。先生曰く、之を梅田の舊地に移さば則可なり。然らずして、若し之を他所に移さんとならば、決して之を許さず。相互に約成りて之に着手す。先生乃ち母に代り」(十丁ウ)て專任す。時に母病中なるが故なり。先生衆を勵まして俱に渡鳥し、其事を成せり。而して其還るに及て、衆中或は前約に背んとする者あり。先生聴かず。為めに其惡まる、所となりたりと云ふ。谷中墓地分骨の事、是れなり。當時改葬發起者にて渡鳥せし者は、東宮千別、杉村敬道、横尾信守、麻生正守、笹本福次郎、其妻のぶ、初見方義、栗山淺次郎、林徳兵衛、玉川トク、チク、外二人、先生等なり。

十月十八日、養母男也子歿す。先生哀毀禮を盡す。母の病(十一丁オ)薨に在るや、寢食を忘れて看護に侍ること七年の間、猶ほ一日の如し。実に孝行を盡されたり。

十三年 庚辰 先生五十五歳

是年五月、永井喜助の女ヤホを娶りて妻と為す。

十五年 壬午 先生五十七歳

是年五月、悪疫大に流行す。先生虎列刺病豫防衛生委員に撰任せらる。大に其事に盡力す。

十七年 甲申 先生五十九歳

是年二月廿六日、権訓導と為る。

十月十日、権少講義と為る。是より大成教の所管に属す。

又是年二月、下總國匝瑳郡八日市場久方村田崎長信、上總國望陀郡臺田村鶴岡信僖等の招待に由り、大浦村、蕪里村、高村、臺田村外、村々へ出張すること二回、修行を建て、教導を助く(け)たり。

十九年 丙戌 年先生六十一歳

是年一月二十四日、中講義と為る。

二十年 丁亥 先生六十二歳

是年六月十七日、大成教禊教社長福田町教會擔任と(十二丁オ)為る。

二十三年 庚寅 先生六十五歳

是年七月九日、権少教正と為る。

廿五年 壬辰 年先生六十七歳

是年八月十五日、二男鐵男の喪に罹る。禮を盡す。愁傷措く能はず。曾て第六教院に於て首唱して、將に教祖の事蹟を誦はさんとし、其教義并事蹟を編纂して、以て畏くも天皇陛下の聖覽に奉供するの際、編者等梅田に派して其事実を先生に質問す。先生之を談話せらる、こと二十餘(十二丁ウ)回なり。其晚きは往々夜に入る。曾て一回も之を缺くことなかりし。一日病あり。訪者躊躇す。先生起て曰く。予れ今日病の為に臥せり。然れとも靈神の事に就ては決して怠たるべからず。則ち病を力めて平常の如く談話せり。

二十七年 甲午 先生六十九歳

是年春、第六教院に於て教祖の実傳記を作りて刊行す。先生之を聞て曰く。教祖の事蹟を調ぶるは未だ盡さ(十三丁オ)る所あり。其由緒最北越地方に多し。予れ自ら往て実地を搜索せんとす。遂に編者一名を同伴せしめて、雪中旅行を為し、十數日間徒行して盡力す。

五月廿二日、権大教正と為る。

二十八年 乙未 先生七十歳

是年二月十五日、大成教禊大教院長と為る。是より後、毎月三回、梅田村より通勤して、事務に鞅掌す。

二十九年 丙申 年先生七十一歳

┌ (十三丁ウ)
└ (十四丁才)